

その55 自分の情報を整理する

終活を行う中で核とも言うべき存在が『エンディングノート』です。ノートに書く内容は大きく分けて二つ「遺された家族が困らないための情報」と「自分の歴史や家族へのメッセージ」です。

普通のノートに自由に書き込んでもよいのですが、すでに必要な項目が印刷されているものが書店などで色々売られています。また、飛騨市終活支援センターでも、オリジナルのエンディングノートをご希望の方には無料でお渡ししています。

書く時のポイントは、後から書き直すためにも鉛筆を使って、書きやすい項目から書くことです。すぐに書けない情報や、じっくり考えて書きたい箇所は、後から書けば問題ありません。

また、その時書いたことを変更しても構いません。人の考えは変わって当然なので、変わった時にまた書き直せばよいのです。

それから、該当しない項目には、はっきりと『なし』と明記することも大切です。空欄のままですと、書き忘れたのか該当しないのかがわかりません。

エンディングノートには、独りよがりな要求ばかりを書いてしまうと、家族を困らせてしまう可能性があるのです。たとえば「延命治療の希望」や「余命の告知」「介護の希望」などのことは、自分の考えを家族に相談してからにしましょう。また、これらのことは元気なうちに話すことです。身体が深刻な状態の時に話しても、家族を動揺させるだけです。

そしてエンディングノートを書いたら、書いていることと保管場所を誰かに話しておくことです。

エンディングノートを書く時期に早過ぎるということはありません。どの年代の方も自分の情報を整理するために、書いてみてはいかがでしょう。

その56 生前の希望を叶える

『死後事務委任契約』という言葉聞いたことがありますか。これは、死亡後のさまざまな手続きについて、あらかじめ依頼する人とそれを行ってくれる人との間で交わす生前契約のことです。

この契約が必要となるのは、おひとりさまで頼れる親族がいない、また親族はいても自分より高齢で頼めない、それから何らかの理由で親族と絶縁しているといったケースです。

故人の希望を遺すものとして思い浮かぶのが『遺言』ですが、遺言によって法的な拘束力があるものは、相続や遺言執行者に関することに限られており、葬儀や納骨、家財の処分などの希望を遺言に書いても法的効力がありません。ですからそのような希望を確実に叶えるためには『死後事務委任契約』を結ぶ必要があるのです。

では、どのようなことが死後事務委任契約でできるのかですが、まずは『葬儀などに関する手続き』として、遺体の引き取り、葬儀・火葬の手続き、埋葬・お墓に関する手続きがあります。また『死後の行政に関する手続き』のほか『契約や支払いに関する手続き』『家財の処分』などを依頼することができ、依頼者が希望することを生前に公正証書によって契約しておきます。

飛騨市終活支援センターでは、飛騨市にお住まいの方で、相続の対象となる親族のいない境遇の人を対象に死後事務委任契約事業をスタートしました。

死後事務委任契約の代理人には特別な資格は必要ないため、信頼できる友人や知人、親戚などに依頼することが考えられますが、もしそういった人がおらずお困りの場合は、どうぞ飛騨市終活支援センターへご相談ください。